

鳥取県公報

平成 29 年 9 月 19 日 (火) 号外第71号

毎週火・金曜日発行

		目		次
\Diamond	調達公告	一般競争入札の実施	(文化政策課)・・・・・・・・	2

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

平成29年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立倉吉未来中心大ホール・小ホール舞台機構設備吊物ワイヤー更新業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から平成30年8月24日まで

(4) 入札方法

入札は紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金 額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札 者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から 当該金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する とともに、その業種区分が、工事用材料類の鋼材又は機械等(建物等以外)保守点検の設備(建物等以外) 保守点検に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に 登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第 5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関す る申請書類を平成29年9月27日(水)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加 するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 平成29年9月19日(火)から同年10月31日(火)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付 出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成29年9月19日(火)から同年10月31日(火)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の改札日) までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て が行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でな いこと。
- (5) 本件業務は、鳥取県立倉吉未来中心大ホール・小ホール舞台機構設備吊物のワイヤー等を更新する業務 である。機械器具設置工事の主任技術者となり得る者を配置することができる者であり、かつ、平成24年4 月1日から本件公告の前日までの間に、鳥取県立倉吉未来中心と同等以上の規模のホールにおいて、舞台機 構設備の設計及び施工の実績を有するものであること。
- 3 契約担当部局

鳥取県地域振興部文化政策課

4 入札手続等

(1) 事前提出物及び入札書の提出先並びに問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県地域振興部文化政策課

電話 0857-26-7839

電子メール bunkaseisaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成29年9月19日(火)から同年10月10日(火)までの間にインターネットのホームページ(http://www.pref.tottori.lg.jp/269899.htm)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成29年9月19日(火)から同年10月10日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

アー日時

平成29年10月31日 (火) 午前11時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、平成29年10月30日 (月) 午後5時までとする。

イ 場所

鳥取県庁本庁舎地下第6会議室

- 5 入札参加者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」、「第3回」、「第4回」、「第5回」又は「第6回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。
 - (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、平成29年10月10日(火)正午までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出しなければならない。
 - (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - (4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第18条の 規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とすることがあるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Service to be procured: Stage Wire and Technical Equipment Renewal at Tottori Prefecutural Kurayoshi Mirai Chushin Main Hall and Secondary Halls
- (2) Time limit for the submission of documents for qualification confirmation: noon, 10, October, 2017
- (3) Time limit for the submission of tenders: 11:30AM, 31, October, 2017

 Time limit for the submission of tenders by registered mail: 5:00PM, 30, October, 2017
- (4) Contact point for the notice: Cultural Policy Division, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan. Tel. 0857-26-7839